

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

告 示

- 飼料の試験の結果の概要の公表(四四二・農畜産振興課)……1
- 特定漁港漁場整備事業計画の変更の予定及び特定漁港漁場整備事業計画の変更の案の縦覧(四四三・水産漁港課)……2

1 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び内容
北日本くみあい飼料 秋石巻工場 宮城県石巻市	大館市 JAあきた北配 送センター	成鶏飼育用配合飼料	くみあい配合飼料 たまご工房	19年7月	有害重金属—カドミウム、鉛	無
中部飼料㈱八戸工場 青森県八戸市	大館市 JAあきた北配 送センター	幼すう育成用配合飼料	マル中印幼すう用 配合飼料餌付名人	19年7月	有害重金属—カドミウム、鉛	無
北日本くみあい飼料 秋石巻工場 宮城県石巻市	鹿角市 JAかづの資材 センター	種豚育成・種豚飼育 用配合飼料	くみあい配合飼料 ニューアークテイゾフ 2	19年6月	有害重金属—カドミウム、鉛	無
秋科学飼料研究所高 崎工場 群馬県高崎市	鹿角市 JAかづの資材 センター	ほ乳期子豚育成用配 合飼料	子豚はつらつ	19年6月	有害重金属—カドミウム、鉛	無
北日本くみあい飼料 秋石巻工場 宮城県石巻市	秋田市 JA新あきた追 分営農センター	肉用牛肥育用配合飼 料	くみあい標準配合飼 料 肉用牛やまと70A	19年7月	有害重金属—カドミウム、鉛	動物性飼料—肉骨粉
北日本くみあい飼料 秋石巻工場 宮城県石巻市	秋田市 JA新あきた追 分営農センター	肉用牛繁殖・若齢牛 育成用配合飼料	くみあい配合飼料 母子兼用強いきずな	19年6月	有害重金属—カドミウム、鉛	動物性飼料—肉骨粉

- 漁業災害補償法による付保義務の発生(四四四・水産漁港課)……2
- 基本測量実施の通知(四四五・建設管理課)……2
- 公共測量実施の通知(四四六、四四七・建設管理課)……3
- 都市計画の変更による送付図書の縦覧(四四八、四四九・都市計画課)……3
- 道路の供用開始(四五〇、四五一・道路課)……3
- 建築基準法による道路位置の指定(四五二・秋田地域振興局建設部)……3

公安委員会告示

- 教習指導員審査の実施(大型二種・中型二種・普通二種)(一一九・運転免許センター)……4
- 技能検定員審査の実施(大型二種・中型二種・普通二種)(一二〇・運転免許センター)……4
- 教習指導員審査の実施(大型・中型・普通・大特・大自)……4

告 示

秋田県告示第四百四十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第二項の規定により平成十九年二月に収去した飼料の試験結果の概要を、同条第七項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十九年九月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 二・普自二・牽引(一一一・運転免許センター)……5
- 技能検定員審査の実施(大型・中型・普通・大特・大自二・普自二・牽引)(一二二・運転免許センター)……6

2 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要										違反の容					
				粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	カルシウム(%)	リン(%)	揮発性窒素(%)	水溶性窒素(%)	ペクチン消化率(%)	T D N (%)		ME (kcal/kg)	その他 の検査			
北日本くみあい飼料株式会社 宮城県石巻市	大館市 JAあきた北配センター	くみあい配合飼料 たまご工房	19年7月	(以上) (17.0)	(以上) (3.0)	(以下) (5.0)	(以下) (15.0)	(以上) (3.00)	(以上) (6.44)	(以上) (0.45)								無	
中部飼料株式会社 青森県八戸市	大館市 JAあきた北配センター	マリン中印幼う用 配合飼料飼付名人	19年7月	(24.0) 24.2	(3.0) 3.9	(5.0) 0.9	(7.0) 5.6	(0.80) 1.13	(0.60) 0.75										無
北日本くみあい飼料株式会社 宮城県石巻市	鹿角市 JAかづの資材センター	くみあい配合飼料 ニューアークチナイ72	19年6月	(14.5) 15.4	(2.0) 3.2	(10.0) 2.6	(10.0) 6.7	(0.80) 1.29	(0.55) 0.91										無
磯科学飼料研究所 高崎工場 群馬県高崎市	鹿角市 JAかづの資材センター	子豚はつらつ	19年6月	(21.0) 21.7	(3.5) 6.2	(2.0) 0.3	(8.0) 6.4	(0.75) 1.16	(0.60) 0.92										無
北日本くみあい飼料株式会社 宮城県石巻市	秋田市 JA新あきた追分宮農センター	くみあい標準配合飼料 肉用牛やまと70A	19年7月	(12.0) 13.2	(2.0) 3.3	(8.0) 2.9	(8.0) 5.1	(0.65) 0.67	(0.35) 0.76										無
北日本くみあい飼料株式会社 宮城県石巻市	秋田市 JA新あきた追分宮農センター	くみあい配合飼料 母子兼用強いきずな	19年6月	(16.0) 16.3	(2.0) 3.4	(15.0) 4.0	(10.0) 6.1	(0.80) 0.93	(0.30) 0.31										無

注) 上段の()内数字は業者表示値を示す。

秋田県告示第四百四十三号

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第十七条第十項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画を変更するので、同条第十一項において準用する同条第四項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十九年九月七日

縦覧に供すべき書類の名称
特定漁港漁場整備事業計画変更書案の写し

縦覧期間

平成十九年九月七日から同月二十七日まで

縦覧場所
農林水産部水産漁港課及び秋田地域振興局農林部

秋田県告示第四百四十四号

次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項に規定する特定第二号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定に基づき、公示する。

平成十九年九月七日

秋田県知事 寺田典城
船川・脇本・船越・天王加入区 一般大型定置漁業

秋田県告示第四百四十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。
平成十九年九月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 作業の種類
基本測量
- 二 作業を行う地域
秋田県全域
- 三 作業を行う期間
平成十九年九月三日から平成二十一年三月三十一日まで

秋田県告示第四百四十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通大臣から公共測量実施の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十九年九月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 作業の種類
公共測量
- 二 作業を行う地域
秋田市
- 三 作業を行う期間
平成十九年八月三十日から平成二十年三月三十日まで

秋田県告示第四百四十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり大館市長から公共測量実施の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十九年九月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 作業の種類
公共測量
- 二 作業を行う地域
大館市御成町三丁目、四丁目地域
大館市申道二丁目地域
- 三 作業を行う期間
平成十九年九月七日から平成二十年三月十日まで

申請者の住所及び氏名

潟上市天王字大長根八十五番地二
株式会社 松岡技建

道路の位置の指定箇所

一 潟上市天王字追分西百十四番一、百十四番十

道路の延長

三十五メートル

道路の幅員

四メートル

指定年月日

平成十九年八月二十二日

秋田県告示第四百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、鹿角市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十九年九月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき図書
鹿角都市計画下水道（鹿角市公共下水道）の変更の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第四百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、大館市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十九年九月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき図書
比内都市計画公園（三・二・一号扇田ふれあい公園）の変更の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第四百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十九年九月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	秋田停車場線	秋田市旭北錦町三一番五地先から三〇番四地先まで

二 供用開始の期日 平成十九年九月八日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十九年九月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第四百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十九年九月七日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
県道	秋田天王線	秋田市山王三丁目四〇番地先から高陽幸町二七四番七地先まで

- 一 供用開始の区間
 - 二 供用開始の期日 平成十九年九月八日
 - 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年九月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第四百五十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第百二十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十九年九月七日

秋田県知事 寺田典城

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第119号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成19年9月7日

秋田県公安委員会委員長 大 刈 宏 道

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査（大型二種）
- (2) 教習指導員審査（中型二種）
- (3) 教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日及び場所

- (1) 期日
平成19年10月9日（火）午前9時から
- (2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者には大型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（大型）を、教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者には中型自動車第二種免許に係る免許証又は中型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（中型）を、教習指導員資格者証（普通二種）を受けようとする者には大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（普通）を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1

項第2号又は第5項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成19年9月14日（金）から同月21日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。

4 審査手数料

- (1) 教習指導員審査（二種）を受けようとする者は、13,300円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ13,300円から同表右欄の教習指導員審査（二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審査細目	教習指導員審査（二種）に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,800円
2 技能教習に必要な教習の技能	2,000円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,750円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、9,750円を減ずる。
2 審査細目の1、2及び3に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、12,500円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話番号 018-823-7740）

秋田県公安委員会告示第120号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公告する。

平成19年9月7日

秋田県公安委員会委員長 大 刈 宏 道

1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型二種）
- (2) 技能検定員審査（中型二種）
- (3) 技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日及び場所

- (1) 期日
平成19年10月9日（火）午前9時から
- (2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、技能検定員（大型二種）を受けようとする者には大型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（大型）を、技能検定員（中型二種）を受けようとする者には中型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（中型）を、技能検定員（普通二種）を受けようとする者には普通自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（普通）を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1

項第2号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成19年9月14日（金）から同月21日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。

4 審査手数料

- (1) 技能検定員審査（二種）を受けようとする者は、22,450

円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ22,450円から同表右欄の技能検定員審査（二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審査細目	技能検定員審査（二種）に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,600円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	7,950円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,750円
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,200円
備考	審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、15,800円を減ずる。

秋 田 県 公 報

(2) 納付方法

- 5 審査申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。
秋田県警察本部交通部運転免許センター 教習所係（電話 018-823-7740）

秋田県公安委員会告示第121号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成19年9月7日

秋田県公安委員会委員長 大 瀨 宏 道

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査（大型）
- (2) 教習指導員審査（中型）
- (3) 教習指導員審査（普通）

- (4) 教習指導員審査（大特）
- (5) 教習指導員審査（大自二）
- (6) 教習指導員審査（普自二）
- (7) 教習指導員審査（牽引）
- 2 教習指導員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日
平成19年10月9日（火）午前9時から
- (2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

- (1) 申請手続
ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができるとの運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第4項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

- (2) 申請書の受付期間及び受付時間
平成19年9月14日（金）から同月21日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 申請書の提出場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

- (1) 教習指導員審査（大型・中型）を受けようとする者については15,650円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ15,650円から同表中欄の教習指導員審査（大型・中型）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、教習指導員審査（普通）を受けようとする者については12,150円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,150円から同表中欄の教習指導員審査（普通）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、教習指導員審査（大型・中型・普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者については9,500円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ9,500円から同表中欄の教習指導員審査（大型・中型・普通）を受けようとする者については6,350円、教習指導員審査（大型・中型・普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者については3,750円を減ずる。
- 2 審査細目の4及び5に掲げる項目についての

受けようとする者については9,500円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ9,500円から同表右欄の教習指導員審査（大型・中型・普通）以外の種類の教習指導員審査に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審査細目	教習指導員審査（大型・中型）に係る額	教習指導員審査（普通）に係る額	教習指導員審査（大型・中型・普通）以外に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,450円	4,100円	1,350円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,300円	1,350円	1,300円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円	1,250円
4 教則の内容と異なる事項その他自動車の運転に関する知識	1,450円	1,250円	1,250円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,450円	1,250円	1,250円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,400円	1,200円	1,150円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除される場合は、教習指導員審査（大型・中型）を受けようとする者については9,200円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者については6,350円、教習指導員審査（大型・中型・普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者については3,750円を減ずる。

審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者において3,050円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者において2,600円、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者において2,550円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者において14,900円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者において11,400円、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者において8,700円を減ずる。

- (2) 納付方法
 審査申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。
 審査についての問い合わせ先
 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-823-7740)

秋田県公安委員会告示第122号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公告する。
 平成19年9月7日

秋田県公安委員会委員長 大 刈 宏 道

- 1 技能検定員審査の種類
 (1) 技能検定員審査(大型)
 (2) 技能検定員審査(中型)
 (3) 技能検定員審査(普通)
 (4) 技能検定員審査(大特)
 (5) 技能検定員審査(大自二)
 (6) 技能検定員審査(普自二)
 (7) 技能検定員審査(牽引)
 2 技能検定員審査開始の期日及び場所
 (1) 期日
 平成19年10月9日(火) 午前9時から
 (2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

- 1 技能検定員審査の申請手続
 3 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの)を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車運転することができるとする。運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

- 1 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。
 (2) 申請書の受付期間及び受付時間
 平成19年9月14日(金) から同月21日(金) までの午前8時30分から午後5時までとする。
 (3) 申請書の提出場所
 秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

- (1) 技能検定員審査(大型・中型)を受けようとする者において24,700円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ24,700円から同表右欄の技能検定員審査(大型・中型)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、技能検定員審査(普通)を受けようとする者において20,500円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ20,500円から同表中欄の技能検定員審査(普通)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者において14,100円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ14,100円から同表右欄の技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審査細目	技能検定員審査(大型・中型)に係る額	技能検定員審査(普通)に係る額	技能検定員審査(大型・中型・普通)以外に係る額
審査細目	技能検定員審査(大型・中型)に係る額	技能検定員審査(普通)に係る額	技能検定員審査(大型・中型・普通)以外に係る額

1	技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,150円	3,950円	1,350円
2	自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法	7,050円	6,750円	2,250円
3	教則の内容となつてい事項	2,150円	1,900円	2,150円
4	自動車教習所に関する法令についての知識	2,150円	1,900円	2,150円
5	技能検定の実施に関する知識	2,200円	1,950円	2,050円
6	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,200円	2,000円	2,000円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(大型・中型)を受けようとする者において14,950円、技能検定員審査(普通)を受けようとする者において11,650円、技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者において4,650円を減ずる。
 2 審査細目の3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(大型・中型)を受けようとする者において4,600円、技能検定員審査(普通)を受けようとする者において4,100円、技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者において4,600円を減ずる。
 3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定

員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては23,950円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,700円、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては13,300円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄